

6 月 定 例 会

行田市市民公益活動推進委員会設置条例など 21議案を可決・承認・同意



議場風景(6月定例会)

6月定例会には、市長提出議案19件、議員提出議案2件が提出され、すべてを原案のとおり可決・承認・同意するとともに、諮問3件を適任としました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

○行田市税条例の一部を改正する条例(原案可決)

法令の一部改正に伴う主な改正点は、①ふるさと寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の見直し、②近年の低金利状況を踏まえた延滞金の利率の改正、③住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、④東日本大震災における被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等の対象者の拡大をするため、条例の一部を改正するものである。

○行田市市民公益活動推進委員会設置条例(原案可決)

市民や地域住民による活動団体などが自主的かつ主体的に行う市民公益活動を支援し、協働のまちづくりを推進することを設置目的とする。

また、今年度より、新たに創設した「市民活動やる気応援助成金」の交付に係る審査並びに「(仮称)市民公益活動推進基本計画」を策定することから、市の附属機関として位置づけるため、新たに条例を制定するものである。

質疑

市民公益活動とは、具

体的にどういった活動か。

答 本市を基盤とし、福祉、教育、文化、まちづくりなどの分野で特色を生かし、市民の利益や社会全般の利益を図る非営利的な活動と考える。

質疑 市民公益活動に関する識見を有する者とは。

答 地域におけるまちづくりなどの施策提案を専門に研究しているものづくり大学の教授を想定している。

質疑 委員長の指名する委員が職務を代理するののか。

答 委員長の意思は委員会の意思であることから、委員長から指名されたものが職務を代理できると考える。

○行田市都市公園条例の一部を改正する条例(原案可決)

近年、公園内における火気の使用に関する問合せが増えているが、本市には火気の使用できる公園施設が整備されていないことや、現場に常駐の公園管理者がいなかったため、安全管理及び衛生管理上多くの問題がある。

このような中、市として公園内における火気の使用禁止



水城公園

を明文化するため、条例の一部を改正するものである。

質疑 市民の火気使用は認めないのに、なぜ、市の主催、共催などは許可するののか。

答 市において適切な管理を行えるものと考えており、イベントや催しなどの許可申請については、取扱要綱を定め、許可することとなる。

○行田市長等及び一般職の職員の給料の臨時特例に関する条例(原案可決)

国家公務員は、平成24年度から2年間で、給与減額支給措置を実施しており、各地方公共団体も、必要な措置を講ずるよう国から要請されている。

よって、本市においても平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職務に応じた支給減額率により、職員の給料の減額措置を